

## 科学技術基本法の全面改正をテコにした、国家戦略としての科学技術・イノベーション基本計画策定に抗して

2020 年 9 月 13 日

日本科学者会議科学・技術政策委員会

第 50 回定期大会から 1 年余、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない最中に、日本の科学・技術、学術と大学をめぐる情勢に重大な変化を引き起こす法案が成立した。

1995 年制定の科学技術基本法が、25 年を経て初めて実質的かつ全面的に改正された。同基本法の改正は、昨年来の第 6 期科学技術基本計画策定に向けての議論の中で、第 1 条を変更して、「イノベーションの創出」を法の目的に加え、法律の題名を科学技術・イノベーション基本法に変更するとともに、大学等の「責務」を規定し、人文・社会科学の動員も図る点で、法の本旨を変質させるものである。改正案は、衆参各 3 時間の短い委員会審議を経て、イノベーション偏重を懸念する附帯決議が付されたが、日本共産党を除く賛成多数で 6 月 17 日成立した（施行日は 2021 年 4 月 1 日）。その後、「統合イノベーション戦略 2020」が 7 月 17 日に閣議決定され、年度内に第 6 期科学技術・イノベーション基本計画（2021～25 年度対象）を閣議決定すべく作業が進んでいる。

以下、この間の基本法「改正」への経過を批判的に振り返る。同時に 6 期基本計画で、科学技術振興政策から国家戦略としての科学技術・イノベーション政策へと根本的な変質が図られようとしていることに注視が肝要である。日本科学者会議を始め民主的学者運動が正念場を迎えていることを改めて認識し、取組を強めることが欠かせない。本報告がそのための議論の資料として活用されることを期待する。

### 1. 科学技術基本法等の「改正」まで

(1)「統合戦略」は「科学技術イノベーションの国家における位置付けの変化」の視点から基本法見直しを求めた

○2019 年 6 月 21 日、「統合イノベーション戦略 2019」が、「骨太方針」等の成長戦略とともに閣議決定された。その中には次の記述がある。「科学技術イノベーションの国家における位置付けの変化を念頭に、次期基本計画策定にあたっては、第 5 期基本計画のレビューを行うとともに、国民全体を巻き込んだ幅広い議論を誘発し、世界における我が国の立ち位置を再検討し、あるべき将来像からバックキャストしつつ、経済社会産業構造や地域活性化、人材育成、人文・社会科学を含め議論を行う。必要に応じて、科学技術基本法の見直しも含め、科学技術の基本的理念について抜本的に再検討を行う。」

〔参照： 科学・技術政策委員会：官邸主導でイノベーション万能路線の一層の強化、科学技術基本法の変質、「エコシステム」に大学等の全面動員をめざす、「統合イノベーション戦略 2019」、2019 年 8 月 25 日 <http://www.jsa.gr.jp/committee/2019/201908tougousenryaku2019hihan.pdf>〕

### (2) CSTI 基本計画専門調査会・制度改革 WG での基本法改正の検討

○イノベーション戦略の求めに応じて 2019 年 8 月、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）は、基本計画専門調査会〔委員は CSTI 有識者議員 8 名。専門委員として、十倉雅和（経団連副議長）、五神真（東大校長）、濱口道成（JST 理事長）など産・学から 10 名〕を発足させた。その第 1 回会議で、同調査会会長の上山 CSTI 議員は、(1) 国家戦略としての科学技術基本改革へ、(2) デジタル・トランスフォーメーションのパラダイムシフトを見据えた計画、(3) ジャパンモデルの提示、(4) 科学技術基本計画から社会システム創造へ、の 4 項目からなる第 6 期科学技術基本計画（案）骨子（私案）を提出し、その後の委員会などでの議論の方向を示した。

・この専門調査会では、「第 6 期科学技術基本計画策定に向け、イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築等のための制度的課題及びそれに附帯する事項に関し調査・検討等を行う」制度課題 WG の設置が決められている。イノベーション戦略の要求に丸ごと応える組織である。

WG の座長は上山 CSTI 議員が務め、構成員は、江村克己（日本電気 NEC フェロー）、小安重夫（理

研理事)、田中愛治(早大学長)など7名であり、オブザーバーとして、佐藤岩夫(日本学術会議第一部長(当時。東京大学社会科学研究所長・教授))が参加した。同WGは2019年11月20日、「科学技術・イノベーション創出の総合的な振興に向けた科学技術基本法等の在り方について」を報告し、科学技術基本法等の改正の要点を細部にわたって示した。後日提案された法案は、WG報告を踏襲するものだった。報告書及び国会提出案文については、次の【声明】等を参照していただきたい。

【声明】「科学技術基本法改正案に反対する」(日本科学者会議幹事会、同科学・技術政策委員会、2020年3月16日、[http://www.jsa.gr.jp/03statement/JSAseimei\\_SciTecBasicLaw20200316.pdf](http://www.jsa.gr.jp/03statement/JSAseimei_SciTecBasicLaw20200316.pdf))

### (3) 6期計画策定のコンセプトを巡って

○基本計画専門調査会では、6期計画の議論に際し、会長の上山隆大(CSTI議員(常勤))が、科学技術振興政策としての基本計画から国家戦略としての科学技術基本計画への脱皮を強調するとともに、その中で、イノベーション遂行と併せて、科学技術基本法を科学技術・イノベーション基本法に変質させることを提起した。これに呼応してWG報告書から法案への作成段階で、安倍首相は、「第6期科学技術基本計画については、次の50年、60年を見据えながら、新しい時代も、日本がイノベーション大国であり続けるための基礎を築くものとしなければなりません」と発言している(2020.1.23CSTI本会議)。

○一方、経団連の「Society 5.0—第6期科学技術基本計画に向けて—」(2019.11)では、5期計画で提起されたSociety 5.0を、6期計画で実現することが謳われ、これが6期計画策定の基調になりつつある。  
・経団連・政府は、「Society 5.0はSDGsの達成に貢献する」として「Society 5.0 for SDGs」というスローガンを頻用する。

○政官のあからさまの言明 「異見交論」(ジアース教育新社 <https://www.kyoikushinsha.co.jp/>で連載中)においては、次のような官邸主導の「国家戦略」作成が語られている。

・(自民党税調会長)甘利明氏は、「国立大学は「知識産業体」の自覚を」として、「チーム甘利」—橋本(物質・材料研究機構理事長)をキーパーソンにして、五神(東大総長)、上山(CSTI常勤議員)の各氏らが、文科省高等教育局長、官邸の和泉洋人補佐官、赤石浩一(内閣官房イノベーション総括官)などを擁して、未来投資会議や経産省・文科省の審議会等にも参加し、「国家戦略としての科学技術イノベーション創出」「大学改革」を主導している—とその躍動を誇っている。

・(内閣官房イノベーション総括官)赤石浩一氏は、「イノベーションは大学改革から」として、統合イノベーション戦略は、Society 5.0とは何かを明らかにした。「大学を中心にした知の創造」を実装する国際戦略だ。枕草子は結構だが、経済や法律すら社会に役立つとしない学問になっているから、(人文科学を除外してきた)科学技術基本法の改正をこの国会にかけるのだ、と述べている。

### (4) Society5.0 実現を求める経団連主導で、「大学改革」の動きが活発化

法案が国会提出された3月後半の、「大学改革」に関わる経団連の動きについては、以下の動向にも注意が必要である。

○3月17日の「EdTech」提言で、初等中等教育に切り込み、同日の「企業と働き手の成長」提言で、産業界にとって使える人材育成を提唱している。〔注：EdTecはEducation×Technologyの造語〕

○3月26日には、東大と経団連が進めてきた「産学連携」<sup>註</sup>の報告書では、Society 5.0 for SDGs 実現に向けた経団連・東京大学・GPIFのアクションプランの成果を誇っている。

〔注：それまでの「産学連携」が大学教員個人と特定企業間でのものであったのを、大学組織と企業(団体)組織間の連携にすべきだという産業界・政府機関からの提案を受けて組織・組織間「産学連携」の先駆的例と位置付けられる。〕

○2019年1月以来協議してきた、「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」の報告書では、2030年を見据えた採用形態のあり方、産学官連携のアクションプランを掲げている。このプランで6期計画期間の大学教育と育成される学生のあり方が決まる。協議会の構成員<sup>註</sup>をみると、大学人が、財界の土俵に丸ごと取り込まれている。科学技術・学術審議会も取り込まれている。

[注： 財界：経団連会長、副会長（8名/18名）、審議員会議長、副議長（5名/18名）、事務総長等、  
大学：就職問題懇談会座長（埼玉大学学長）、国立大学協会（国大協）会長、私立大学連合会会長、同代議員、公立大学協会 会長、国大協顧問（山極壽一）、東京大学総長（五神 真）、ICU 学長、等]

#### （５）日本学術会議の基本法改正および 6 期計画策定に臨む動向

○日本学術会議は、「第 6 期科学技術基本計画に向けての提言」（2019.10）に続き、科学技術基本改正に関する幹事会 声明（2020.1.28）を発出した。ここには、以下のような注目すべき記述がある。

「(制度課題 WG) 報告書の取りまとめにおいては、日本学術会議の関係者からも意見聴取が行われるなど丁寧な手続が踏まれたことについて、関係者の努力に深く敬意」 「(報告書が、)「イノベーション創出」を、...広い射程で捉える方向性を明確に打ち出したことも 積極的に評価したい。.....学術が現代の知識集約型社会にふさわしい形でイノベーション創出への貢献を果たし、また、イノベーションのプロセス全体を通じた、人文・社会科学と自然科学との 実り多い連携・協創も期待できる」「改正により、科学技術基本法は「科学」、「技術」及び「イノベーション創出」の三者それぞれの振興を課題とするものとなる」、「基礎研究の長期的・持続的発展にも繋がる方向性を明確に示す内容となることを期待」、「法改正及びそれに続く次期科学技術基本計画策定において、学術の立場から引き続き積極的・建設的な役割を果たしてゆく所存」、など

・基本法改正について幹事会声明が出されたが、コロナ禍にて春の総会は行われず、議論されなかった。政府は、制度課題 WG で佐藤・前学術会議 1 部長の意見を聴いたから十分と考えているように見える。幹事会声明は今次の基本法「改正」の主たる点「イノベーション創出」を、基礎研究への留意点を示しつつも、これまでの「人文科学のみに係るものを除く」が削除されたことを受けて肯定的な見地をとっている。なお史学委員会の分科会による基本法「改正」問題を取り上げたリモートシンポ（7.26）があった。

・日本学術会議は、従来、「科学技術」の「科学・技術」への改正を求めてきた（勸告「科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興に向けて」（2010.8）等）が、今回は言及がない。今回の「科学、技術及びイノベーション創出の振興」というフレーズは、それなりの工夫だが、「・」を付して区別することを原則として掲げることが望ましい。[折に触れて政府が、「科学技術」とは「科学及び技術」の意であると再三答えている事実はあるとしても、原則的概念把握は重要である]

○JSA の 3.16 声明（「科学技術基本法改正案に反対する」）とは、立ち位置が違う。人文科学除外条項の削除を前向きに捉え、基本法改正が流れるとまずいという感触もあると推察される。

・人文社会科学では、AI 哲学など政府に都合がいい分野に多額の資金が出る一方、削られる分野がある。JSA の取組としては、具体的分野について問題を指摘していくことが必要であろう。

・また、アウトプットに対置するインプットとしての学術の重要性を訴えるロジックを打ち立て、批判と提案を追求していく必要があるだろう。

#### （６）基本計画専門調査会（第 4 回 20.3.26～4.9）の 5 期レビュー、6 期計画検討の論点提示

○5 期レビューでは、5 期基本計画で Society5.0 が提唱されたが、具体的な価値観の提案には至らず、現在でも認知度（市民レベル、官民レベル）が低く、不安も存在すると指摘している。

- ・5 期計画期間中に、Society5.0 並のサービス提供が進んでいて、焦りが増しているのではないか。
- ・産業界の人材リカレント教育（特に AI など）を大規模に展開していく仕組みの構築を求めている。
- ・経産省が並行して、同様の検討を進めている。

○新型コロナ「緊急事態宣言」前のこのとき、6 期計画への示唆において、「「世界で最もイノベーションに適した国」を目指して、大学を使い尽くす」と強弁していることは軽視できない。2030 年のあるべき姿に向けた 5 ヶ年計画としての 6 期基本計画は、国家戦略としての科学技術・イノベーション基本計画であり、Society5.0 実現に向けた「大学改革」を強行させようというところにある。

## II. 基本法改正後の動向―「コロナ(ショック)ドクトリン」の動きにも抗して―

### (1) <2050 年を見越した「豊かで持続可能なユートピア（理想郷）な世界」>の提示と消失

新型コロナウイルス感染症―COVID-19 が 3.11 という象徴的な日にパンデミックが宣言され世界的な恐怖をもたらしている。日本政府の対応は、国民の生命・生活・生業を守るというよりも、経済成長の維持・発展に重点を置く場当たりの・非科学的な施策であると言わざるを得ないものとなっている。

○6 期基本計画、その他安倍政権の諸政策策定に際しては、ポストコロナ（あるいは with コロナ）が重要な柱として取り上げられている。

・5 月 15 日の経済財政諮問会議に、竹本・科学技術政策担当相が、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた科学技術・イノベーション政策」([https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2020/0515/shiryo\\_07.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2020/0515/shiryo_07.pdf))を提出している。安倍首相は「今回の感染拡大の下で、デジタル化・リモート化、AI・ロボット等の社会課題解決（に資する研究開発投資の重要性が再認識されたところです。……これらを、次期科学技術基本計画においても位置付けながら、強力に推進していただきたい」と発言している。

・経済産業省の産業技術ビジョン 2020（2020 年 5 月）では、新型コロナウイルス対応が、最終段階で追加されている。

○併せて、コロナドクトリンともいえる、権力の一極集中＝司令塔強化による選択と集中の強化などに厳重な注意が必要である。

○6 期基本計画の位置付けが、3 月末段階と 6 月以降では大きく変わった。

・基本計画専門調査会（第 4 回 20.3.26～4.9）の「計画検討の論点」は、2050 年の「豊かで持続可能なユートピア（理想郷）な世界」として、①100 億人が 100 歳まで健康に過ごせる世界、②各国が連携し、包摂的成長と持続可能性が両立する世界（分断の解消）を提示し、「2030 年には勝負が決まっているとの危機感の下、現在からの延長線ではなく、2050 年を見据え、2030 年のあるべき姿を考え、5 ヵ年計画を策定すべき」（論点）の構えで、「大学改革」「研究開発法人の目的機関化」を迫っていた。

現在では、「2050 年からのバックキャスト」は全く消え、「次期基本計画は、新たな世界秩序模索の 10 年間における社会システム基盤のインフラ構築期間としての 5 年間」と位置付けられている。

・環境問題、エネルギー問題など、いずれも将来を見据えた国際的な議論とかけ離れた検討をしている、ということだといえる。

### (2) 科学技術基本法改正後、統合イノベーション戦略 2020 が科学技術・イノベーション基本計画に注文

○コロナ禍の中で、科学技術基本法等が改正され、6 期基本計画の策定作業が進み、統合イノベーション戦略 2020（以下、統合イノベ戦略 2020）が骨太方針等とセットで 7 月 17 日閣議決定されている。その中で、「教育改革」や「大学改革」の議論が活性化している。

○「改正」科学技術基本法の施行は、2021 年 4 月だが、科学技術・イノベーション基本計画は法律施行前に作成してよいと改正法の「附則」に書かれて、基本計画の閣議決定を法律施行前の 3 月中に行っても合法という仕組みになっている。

○「科学技術・イノベーションの源泉である」研究力の強化や、人文・社会科学の振興など、当然ながら基本法改正に沿った内容になっている。

○統合イノベ戦略は、策定プロセスが極めて不透明である。閣議決定の前日の CSTI 本会議（2020 年度初の開催）で、首相から諮問・即日答申の形をとり、統合イノベーション戦略推進会議（議長：内閣官房長官）が作成した統合イノベ戦略（素案）をごく僅かの字句修正で決定している。

### (3) 第 6 期科学技術・イノベーション基本計画の策定を巡って―Society5.0 実現と DX

○7 月 1 日の基本計画専門調査会に提出された 6 期基本計画の「検討の方向性」（全 20 頁）は、6 期基本計画の「要諦」の第 1 を、5 期で提言した Society5.0 を 6 期で実現（成就）と明言しており、「ポスト・コロナ時代の科学技術政策」、「世界で模索される新秩序への Japan Model」と吹聴している。

○基本計画専門調査会は8月28日付けで、新たな基本計画の「検討の方向性」（全36頁）をとりまとめ、次期基本計画の方向性を、①Society 5.0の具体化、②スピード感と危機感を持った社会実装、③人類の幸福（human well-being）や、感染症・災害、一層厳しさを増す安全保障環境を念頭に置いた科学技術・イノベーション政策と社会との対話・協働、④研究力の強化と官民の研究開発投資の在り方、⑤新しい社会を支える人材育成と国際化、と集約した。

・一方、経団連は、6月のCSTIの基本計画専調に提出した「Society 5.0—第6期科学技術基本計画策定に向けて」提言で、「DX(デジタルトランスフォーメーション)によって明るい未来社会を創りあげるといのが Society5.0 のコンセプト」だといっている。

・「デジタルトランスフォーメーション(DX)」とは、経団連は、「デジタル技術とデータの活用が進むことによって、社会・産業・生活のあり方が根本から革命的に変わること。また、その革新に向けて産業・組織・個人が大転換を図ること。」と定義し、「デジタル技術を用いた単純な改善・省人化・自動化・効率化・最適化」でなく、「社会の根本的な変化に対して、時に既成概念の破壊を伴いながら新たな価値を創出するための改革」という。

○6月5日の基本計画専門調査会（オンライン開催）での五神・東大総長の資料では、「第6期基本計画をポスト・コロナ期に策定できるのはチャンス」「Society5.0に向けたこれまでの取組を加速し最大活用することで日本が Society5.0 をポストコロナのニューノーマルとしてアップグレードしたものを、2025年の大阪万博時に実際に世界に見せるというシナリオ」といっている。

・同時に「国の基盤インフラは国費で確実に整備することを、具体的な資金投入目標で明確化」を求めている。財界と歩調を合わせて、大学でも、コロナ焼け太りを狙う動きといえるだろう

#### (4)コロナ便乗で「改革」断行の動き—特に、大学の「ニューノーマル」実現を狙う

○文部科学省の「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」が、2020年2月から精力的に検討を重ねている。座長は金丸恭文・フューチャー会長兼社長、委員は、上山隆大 CSTI 常勤議員、五神真・東京大学長、小林喜光 CSTI 議員(三菱ケミカルホールディングス会長)、篠原弘道 CSTI 議員 (NTT 会長)、山極壽一・京都大学長、濱口道成・JST 理事長らである。

・戦略的な法人経営に求められるガバナンス、ニューノーマル社会における国際化、国と国立大学法人との契約関係（自律的契約関係）、自主財源確保に向けた方策、経営体に相応しい会計制度など、「経営体」としての国立大学に向けた制度設計を検討している。

・「自律的契約関係」とは、骨太方針2019の提起に端を発したもので、裁量拡大と自由裁量に向けた規制緩和で「事前管理から事後チェックを基本とした新たな法的枠組み」を目指すという。

○五神総長は、「経営体」としての大学、裁量拡大で、「国立大学時代から引き継いだ負債や矛盾の解消」をいっている。大学法人化のときの「残渣」の一掃に本格着手しようとしている。「コロナ禍の“ピンチ”を“チャンス”にいて、ニューノーマルに早期移行すべき」という

・基本計画専門調査会の資料でも、「ポストコロナ時代の“大学ニューノーマル”への転換」「設置基準行政からの脱却」といっている。自律的な自助努力を駆動力とする「自律経営」を提唱している。

・東大では全講義5000をオンライン化したとして、世界のどこにいても教員が務まる（「リモート・クロスアポイントメント」）、どこにいても学生になれる（収容定員の考え方の見直し）、という。

そして、東大は「新たな時代の世界の公共財としての役割を担う経営体」になれると誇るが、東大は、財源の裏付けと豊富な人材を元にいろいろな対応ができるからで、更に東大優位を狙っている。

・例えば、大人数講義の解消のためには、本来、教員増や設備充実が必要だが、そういう議論をひとまず回避し、当面の・将来のコスト減を期待して、オンライン化を進めているともいえる。

○上山 CSTI 議員が、財務経営の自由度の拡大方策を中心に「国立大学法人の競争力強化に向けた PEAKS からの提言」を紹介しているが、PEAKS(大学支援フォーラム)には注視する必要がある。

・PEAKS は、イノベーション創出に繋がる好事例を産学関係者で共有、規制緩和等の政策を関係府

省に提案、次世代の研究大学の経営層の育成を目的とする 2019 年 5 月発足の産業界、大学等、政府関係者の組織で、約 100 名のメンバー。幹事会（19 名）は、上山隆大、小林善光、橋本和仁、松尾清一、山極寿一（ここまで CSTI 議員）、五神真、中西宏明（経団連会長）に加え、経産省と文科省の局長、内閣府の統括官など。早大総長、慶大塾長や立命館アジア太平洋大学学長らも入っている。

・「全国各地にイノベーション・エコシステムを構築していく観点から、国公私立大学全体を見渡したビジョンの明確化」や「大学評価の改善と資金配分への活用」、「経営努力発揮を促進するための制度改革パッケージ案」等を提起している。

○1 年 2 月ぶりに開催された教育再生実行会議では、「秋季入学」の議論が紹介され、安倍首相も今後の検討を言及しており、どさくさ紛れに議論が加速化される懸念もある。（学校をどう存続させるか、また現状では就学年齢が繰り下がり、導入すれば総労働力が半永久的に減少するなど問題もあるが、何より児童・生徒・学生の目線の視点が欠かせない。日本教育学会の「9 月入学よりも、いま本当に必要な取り組みを—より質の高い教育を目指す改革へ—」（2020 年 5 月、<http://www.jera.jp/wp-content/uploads/2020/05/JERA20200522SpecialCommitteeTeigen.pdf>）は、傾聴すべきものである。）

○骨太方針 2020 の閣議決定に際して、安倍首相は、「世界が新型コロナウイルス流行という正に歴史的な危機に直面する中で、我が国として、思い切った社会変革を果敢に実行することによって、自ら未来を切り拓いていく」と、「改革断行」をいっている。

○科学技術政策、成長戦略全体が、惨事便乗型で乱暴に進められようとしている。

・大学については、キャンパス封鎖されている現状をチャンスとみて、「ポストコロナ時代の大学ニューノーマル」の名で、設置基準を始めとする規制緩和が計画されている。

・評価に基づく運営費交付金格差は、従来の 80~120%から、60~150%に拡大しようとしている。これにより大学の何が変わるか、何が崩れるか、具体的に議論して対抗していくことが必要である。

・理事長、学長の選出でもブラックボックス化が進んでいる。国立大学をも含めて、外部理事導入で透明化しなかった現実を明らかにすることも必要である。（学長は公選されているところもあるが、理事長の選任をはじめ、理事会制度をどう民主的なものにするか問われている。）

・大学が、web 授業中心になっているが、現在はともかく、コロナ後も放送大学・通信制大学のようなスタイルになってよいのかは検討しなければならない。

・web 授業の準備を全学的に進めるために、教員の負担が極めて大きくなっているし、オンライン化で、学生の間にも格差が広がっていることはより深刻な問題である。

・放送大学以外が公共通信を利用してよいかという放送法との関係、YouTube 利用の是非、cloud 利用の是非、著作権処理問題等々、冷静に検討して解決すべき課題があるが、適正な検討が欠かせない。

**【まとめ】** JSA の当面の取組に関しては、以下の諸点が必要であると考えます。

科学技術政策、成長戦略、そしてその主要な手段としての「大学改革」が、コロナショックドクトリンともいえる惨事便乗型で乱暴に進められようとしている。

この危機に抗して、日本科学者会議が、一般的な検討を行い、例えば以下の取組を具体化することを期待する。

1. 科学技術基本法「改正」の危険な内容について、地区・支部および全国委員会において更に議論を深め、JSA・学術関係団体と市民の共同により、その具体化を注視する体制を強める。

2. 第 6 期科学技術（・イノベーション）基本計画の策定、特に「大学改革」については、地区・支部および全国委員会において早急に検討を行い、JSA と市民の議論の場を作りつつ、パブリックコメントへの対応を含め、大学や地域において広く情報発信と議論の呼びかけを強め、更に、計画が決定されるまで研究者・市民の要求と提言を提示していく。

3. 新型コロナウイルス禍により独自の困難がある中、全国事務局と地区・支部、会員の情報共有と意見交換について、会員の英知を集めることにより、効果的な遂行の工夫と協力が欠かせない。